

○周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱

平成23年12月20日

告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の自主防災組織の防災活動を支援するために交付する周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、周防大島町自主防災組織認定要綱（平成23年周防大島町告示第90号）に基づき町長が認定した団体をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、自主防災組織防災資機材整備（以下「事業」という。）を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象は、別表第1に定める防災資機材の購入に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。また、同表に定める防災資機材で複数の自主防災組織が共同利用できるものと認められるものについては、共同購入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、周防大島町自主防災組織等防災訓練補助金交付要綱（平成18年周防大島町告示第45号）の適用を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金、補助金限度額及び交付の制限は、別表第2のとおりとし、前条第1項に規定する防災資機材購入に要した経費の額を交付する。なお、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 複数の自主防災組織が共同購入するときの補助金限度額は、組織ごとに算出した限度額の合計額とし、補助金交付額はそれぞれの補助金限度額に応じて按分した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織防災資機材整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織認定書の写し
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、自主防災組織防災資機材整備費補助金交付決定通知書（様式第3号）により代表者に通知する。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた代表者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、自主防災組織防災資機材整備事業変更（中止）承認申請書（様式第4号の1）により町長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

2 町長は、前項の変更（中止）承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、自主防災組織防災資機材整備費変更（中止）承認決定通知書（様式第4号の2）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに自主防災組織防災資機材整備費実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 整備の状況が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の報告があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織防災資機材整備事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助事業者が補助金の交付を請求するときは、自主防災組織防災資機材整備費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 事業を実施するために特に必要があるときは、第7条の補助金交付決定後に、自主防災組織防災資機材整備費補助金（概算払）請求書（様式第9号）により概算払を請求することができる。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(資機材の適正な管理)

第13条 事業を実施した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第82号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第23号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日告示第100号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和4年10月12日告示第111号）

この告示は、令和4年10月12日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第16号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

自主防災組織防災資機材整備費

区分	物品名
情報収集伝達活動資機材	携帯型無線機、携帯ラジオ、サイレン付き拡声器など
消火活動資機材	消火器、消火バケツなど
水防活動資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土嚢杭など
救出活動資機材	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープなど
救護活動資機材	担架、救急セット、毛布、シートなど
生活維持機材	炊飯設備、組立てテントなど
その他資機材	防災上有効なものとして町長が認める資機材

備考

- 1 上記以外であっても、それぞれの用途に有効であると認めるものについては対象とする。
- 2 複数の自主防災組織が共同利用できると認められるものについては、共同購入することができる。

別表第2（第5条関係）

事業区分	基本額	補助金限度額	交付条件
防災資機材整備事業	50,000円	150,000円	1回限り、ただし補助金交付日より3年以上経過すると再度申請できることとする。
	世帯割		
	1世帯につき×1,000円		

備考

- 1 補助金額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 世帯数は当該年度の4月1日現在の数とする。
- 3 複数の自主防災組織が共同購入するときは、組織ごとに算出した限度額の合計額を補助金限度額とする。

年 月 日

(申請者) 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 (— —)

周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金の交付を受けたいので、周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

構成自主防災 組織数①	加入世帯数② (当該年度の4月1日 現在の世帯数)	限度額 (50,000円×①+1,000円×②)
	世帯	円

- (1) 自主防災組織認定書の写し
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 見積書（写）その他補助対象経費の算定の基礎となった書類
- (4) その他

自主防災組織防災資機材整備費事業計画書

(単位：円)

物　品　名	単価(A)	数量(B)	購入金額 (A)×(B)	備　考
合　　　計				

※共同購入の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

[illegible][illegible]

自主防災組織防災資機材整備費事業計画書

(単位：円)

物 品 名	単価(A)	数量(B)	購入金額 (A)*(B)	備 考
合 計				

※共同購入の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

自主防災組織防災資機材整備費事業計画書

(単位：円)

物 品 名	単価(A)	数量(B)	購入金額 (A)*(B)	備 考
合　計				

※共同購入の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

周防大島町長

自主防災組織防災資機材整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました周防大島町自主防災組織防災資機材整備費について、下記のとおり交付することに決定しましたので、周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	円
-----------	---

内訳

基本額50,000円 + (1,000円 × 世帯) = 円（補助金限度額）

備考 1 組織で100世帯を超える場合は100世帯で算定

資機材整備費が補助金限度額を下回る場合

購入予定額 円（100円未満の端数切り捨て）

様式第 4 号の 1 (第 8 条関係)

年 月 日

周防大島町長 様

(申請者) 団 体 名

代表者氏名

連 絡 先 (— —)

自主防災組織防災資機材整備費変更(中止)承認申請書

年 月 日付け周防総務第 号で補助金の交付を決定された周防大島町自主防災組織防災資機材整備費について、下記のとおり変更(中止)したいので、承認くださるよう周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

事 業 名		自主防災組織防災資機材整備費
区 分		☐ 変更 ☐ 中止
申 請 額	変 更 後	円
	変 更 前	円
	増 減	円
理 由		

添付書類(事業変更の場合のみ)

別紙のとおり

様式第 4 号の 2（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

周防大島町長

自主防災組織防災資機材整備費補助金変更（中止）承認決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のありました周防大島町自主防災組織防災資機材整備費について、下記のとおり承認することに決定しましたので、周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	変更前	_____円
	変更後	_____円

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

周防大島町長 様

（申請者） 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 （ — — ）

自主防災組織防災資機材整備費実績報告書

年 月 日付け周防総務第 号で補助金の交付を決定された周防大島町自主防災組織防災資機材整備事業について、完了したので、周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 6 号）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 整備の状況が確認できる写真
- (4) その他

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

様式第 7 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

周防大島町長

自主防災組織防災資機材整備費補助金額確定通知書

年 月 日付け周防総務第 号で交付を決定しました周防大島町自主
防災組織防災資機材整備費補助金について、下記のとおり補助金額を確定しました
ので、周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第10条の規定によ
り通知します。
（なお、超過交付となった_____円については、 年 月 日まで
に返還することを命じます。）

記

補 助 金 確 定 額	円
-------------	---

備考 括弧書き部分は、概算払いをした場合において記入する。

様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

周防大島町長 様

（申請者） 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 （ － － ）

自主防災組織防災資機材整備費補助金請求書

年 月 日付け周防総務第 号で補助金確定通知を受けた周防大島町
自主防災組織防災資機材整備事業について、周防大島町自主防災組織防災資機材整
備費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

1 請求金額

補 助 金 請 求 額	円
（ 既 交 付 済 額 ）	円
今 回 請 求 額	円

備考 （既交付済額）欄は概算払をした場合において記入する。

2 振込先

金 融 機 関 名	銀行・農協・漁協 支店・支 所
預 金 種 別	普通・当座・その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	（フリガナ）

様式第 9 号（第11条関係）

年 月 日

周防大島町長 様

（申請者） 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 （ － － ）

自主防災組織防災資機材整備費補助金（概算払）請求書

年 月 日付け周防総務第 号で補助金交付決定された周防大島町自主防災組織防災資機材整備事業について、周防大島町自主防災組織防災資機材整備費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

1 請求金額

補 助 金 請 求 額	円
-------------	---

2 振込先

金 融 機 関 名	銀行・農協・漁協 支店・支所
預 金 種 別	普通・当座・その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	（フリガナ）